



加藤竹康氏に感謝状

平成28年4月から3年間、人権擁護委員を務められました加藤竹康氏が平成31年3月をもって退任されました。人権啓発活動に貢献された功績に対し、愛知県人権擁護委員連合会長から感謝状が授与されました。
ご活躍に対し感謝申し上げます。



私立幼稚園の 就園奨励費補助金

幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るために、本村に在住する幼児が在籍する私立幼稚園の設置者を通して、就園奨励費を支給します。ただし、平成27年の子ども・子育て新制度施行を受け、新制度に移行していない私立幼稚園に限りません。

●申請期限

10月31日(木)までに私立幼稚園の設置者が申請

●補助率

平成31年度村民税所得割課税額等に応じて決定

※所得によっては補助対象外となる場合があります。

●対象

村内に住所を有する幼児で私立幼稚園に通園している満3歳児から5歳児までの園児の保護者

●問合せ先

中央公民館内教育課

就学援助について

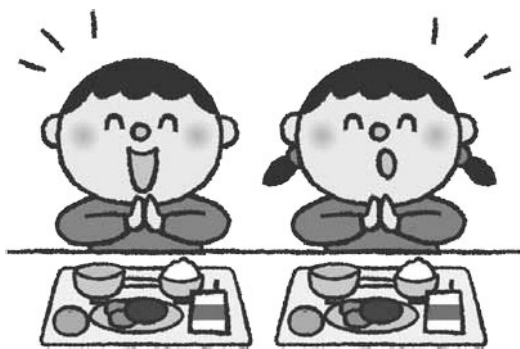
本村では、子どもを小・中学校に就学させることに経済的な理由でお困りの方に対し、給食費・学用品費・修学旅行費などの一部を援助する事業を行っています。

●対象

- ・村民税が非課税または減免された家庭
- ・児童扶養手当が支給された家庭
- ・その他経済的に困りの家庭

●問合せ先

中央公民館内教育課



一日公庫(金融相談会)のお知らせ

飛鳥村商工会では、「一日公庫」を開催します。「一日公庫」は日本政策金融公庫の融資担当者による出張相談会で、公庫に行くのは何となく気が引けるといいう方もお気軽に相談していただけます。

事前に資料をご準備いただくことで、融資決定までの手続きの時間が短縮され大変便利です。これまで公庫との取引がない方でも対応します。資金調達や借り換えをご検討中の方は、ぜひこの機会をご活用ください。

●日 時

7月25日(木)

午前10時～午後3時

●場 所

産業会館 1階会議室

●申込期限

7月18日(木)

※ご相談は、予約制となっております。

●申込み・問合せ先

飛鳥村商工会



令和元年度夏まつりの開催について

夜店や元松・古政神楽太鼓演奏、お楽しみ抽選会があります。また、一緒に踊ってくれたお子さんには景品を進呈します。ぜひステージの上で踊ってみませんか。令和最初の夏まつりで一緒に盛り上がりましょう。

●日時

8月3日(土) 午後6時30分

●場所

南部運動場(旧中学校運動場)

※雨天の場合は南部体育館(旧中学校体育館)

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

踊り練習会

●日時

8月1日(木) 午後7時30分

●場所

総合体育館2階体育室

●持ち物

上履き、汗拭きタオル等

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

「セントレア 親子サマースクール」 参加者募集

飛行機のしくみや環境について学ぶとともに、セントレアで活躍する麻薬探知犬や国際線の出発エリア等の見学を通じて、セントレアへの親しみや理解を深めていただくことを目的として、「セントレア 親子サマースクール」を開催します。

●内容

セントレアコース(飛行機・環境なるほど授業、ターミナルビル見学)および税関コース(麻薬探知犬や国際線出発エリアの見学)

●日時

8月22日(木) 午前10時30分～午後3時頃
(昼食は、休憩時間に各自でおとりください。)

●集合場所

中部国際空港セントレア
※現地集合・現地解散です。
※駐車台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力ください。

●その他

集合場所・スケジュール等の詳細は、参加決定者へ別途送付します。また、内容および時間については変更する場合があります。

●申込方法

次のいずれかの方法で申込みをしてください。複数の方法により重複申込みされた場合は無効とさせていただきます。また、申込者多数の場合は抽選とさせていただきます。

・総務部企画課での申込み

チラシ(小学生に配布したもの)の申込欄に必要事項を記載し、企画課へご持参ください。
※土曜・日曜および祝日を除く

・E-mailでの申込み

件名を「セントレア 親子サマースクール」とし、メール本文に「①保護者様の氏名およびふりがな ②保護者様の生年月日 ③郵便番号 ④住所 ⑤電話番号 ⑥携帯電話番号 ⑦お子さんの学年、氏名およびふりがな ⑧お子さんの生年月日」を記載し、次のメールアドレス宛てに送信してください。
メールアドレス tb-kikaku@vill.tobishima.lg.jp

・FAXでの申込み

チラシ申込用紙に必要事項を記載し、FAXで送信してください。
送信先 FAX52-0089

●申込期限 7月19日(金)

●募集人数

在住の小学3・4年生の児童とその保護者の方
20組40名
※児童のみの参加はできません。児童1名につき保護者1名の付き添いが必要です。

●参加費

無料(ただし、集合場所までの交通費・駐車場代・昼食等は各自実費が必要となります。)

●問合せ先 総務部企画課

結婚50周年 対象者の募集

令和元年中に結婚生活50周年を迎えられるご夫婦をお祝いして、9月14日(土)に開催の村敬老会において、記念品を贈呈します。該当されるご夫婦は、期間内にお申し出ください。

●場 所

すこやかセンター内福祉課

●対 象

7月1日現在、本村に住民登録を有する方で、どちらかが73歳(昭和21年4月1日以前生)以上で、今年結婚50周年(昭和44年12月31日以前届出)を迎えられるご夫婦

なお、過去に受領された方は、対象になりません。

●持 ち 物

印鑑(認印)

※申出書が福祉課にあります。

●申 込 期 間

7月1日(月)～31日(水)

●問 合 せ 先

すこやかセンター内福祉課

「親と子のみなと見学会」 参加者募集

名古屋港水族館などを見学して、港の機能や役割などを楽しみながら理解し、名古屋港をより身近なものと感じていただくため、在住の親子を対象に「みなと見学会」を開催します。

●開催日 8月26日(月)

●集合時間 午前8時45分

●集合場所

名古屋港ポートビル4階ロビー(名古屋港内)

●見学場所

- ・名古屋港P R映像『The Mission』視聴
- ・名古屋海洋博物館見学 ・名古屋港水族館
- ・名古屋港ポートビル(3階 海洋博物館・7階展望台) ・南極観測船ふじ

※今年度は、船が点検中のため、名古屋港海上見学は行いません。

●申込方法

次のいずれかの方法で申込みをしてください。複数の方法により重複申込みされた場合は無効とさせていただきます。また、申込み者多数の場合は抽選とさせていただきます。

・総務部企画課での申込み

チラシ(小学生に配布したもの)裏面の申込用紙に必要事項を記載し、企画課へご持参ください。

※土曜・日曜および祝日を除く

・E-mailでの申込み

件名を「親と子のみなと見学会申込み」とし、メール本文に「①保護者様の氏名およびふりがな ②郵便番号 ③住所 ④電話番号 ⑤携帯電話番号 ⑥お子さんの学年、氏名およびふりがな」を記載し、次のメールアドレス宛てに送信してください。

メールアドレス tb-kikaku@vill.tobishima.lg.jp

・FAXでの申込み

チラシ裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAXで送信してください。

送信先 FAX52-0089

●申込期限 7月19日(金)

●募集人数

在住の小学生とその保護者の方を合わせて50名

※小学生未満のお子さんは参加できません。

●参加費

無料(ただし、集合場所までの交通費・駐車場代・昼食等は各自実費が必要となります。)

●問合せ先 総務部企画課



福祉医療受給者証を 更新します

障害者医療、母子・父子家庭等医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「平成31年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

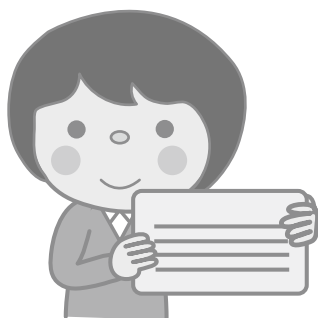
7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

民生部住民課



国民健康保険高齢受 給者証を送付します

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、高齢受給者証をお持ちいただいています。

現在皆さんがお持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

高齢受給者証の色は、白色から薄だいだい色に変わります。

8月1日以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。

なお、期限が過ぎました高齢受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

民生部住民課



後期高齢者医療制度の保険証を更新します。

- 現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。
- 保険証の色が、若草色から青色に変わります。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
- 期限が過ぎました保険証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料が決定します。

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」が送付されます。

【保険料の支払方法】

- 原則年金からの引き落とし（特別徴収）となります。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度の間や、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。
- 年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。（普通徴収）
- 問合せ先 民生部住民課